

## 国産ジビエ認証制度

制定  
30 農振第 436 号  
平成 30 年 5 月 18 日  
農林水産省農村振興局長

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日付け 5 農振第 3093 号

### 第 1 章 総則

#### 第 1 目的

この制度は、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月厚生労働省策定）に基づいた衛生管理基準の遵守、カットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等を適切に行う食肉処理施設を認証することにより、食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエ（捕獲した野生のシカ及びイノシシを利用した食肉をいう。以下同じ。）の提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的とする。

#### 第 2 定義

- 1 この制度において「食肉処理施設」とは、国内において捕獲したシカ及びイノシシをジビエとして処理を行うために食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定による食肉処理業の許可を受けた者が営業する施設をいう。
- 2 この制度において「食肉処理事業者」とは、シカ及びイノシシのと体を食用（販売目的以外の自家消費を除く。）として処理する者で、食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による食肉処理業の許可を受けた者をいう。
- 3 この制度において「認証事業者」とは、第 16 の認証を受けた食肉処理事業者をいう。
- 4 この制度において「認証施設」とは、第 16 の認証を受けた食肉処理施設をいう。
- 5 この制度において「国産ジビエ認証委員会」（以下「委員会」という。）とは、第 4 の規定による認証機関の登録を行う組織として農林水産省が指定するもので、捕獲から処理加工、流通販売までの事業者等から構成されるものをいう。
- 6 この制度において「認証機関」とは、この制度に基づく認証に係る審査等の事務（以下「認証等の業務」という。）を行う事業者として、第 4 の規定によ

り委員会が登録した法人をいう。

- 7 この制度において「審査員」とは、第19の1の認証の審査を行うため、第5の2の規定により認証機関が選任を行った者をいう。

### 第3 責務及び役割

この制度において、委員会、認証機関及び認証事業者の責務及び役割は、以下のとおりとする。

- (1) 委員会は、国産ジビエ認証制度の適正な運用及びその普及に努めること。
- (2) 認証機関は、公平かつ公正な認証等の業務を行い、審査の信頼性の確保に努めること。
- (3) 認証事業者は、認証の基準を遵守するとともに、衛生管理の継続的な維持向上を図ること。

## 第2章 認証機関

### 第4 登録

- 1 第19の認証等を行おうとする法人は、委員会が行う登録を受けることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11の規定により登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない場合は、登録の申請を行うことができない。

### 第5 登録の申請

- 1 第4の登録を受けようとする法人は、認証機関登録申請書（別記様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて、委員会に申請するものとする。
  - (1) 定款及び登記事項証明書
  - (2) 直近過去3年間についての次に掲げる書類
    - ア 損益計算書又は収支計算書
    - イ 事業年度末の貸借対照表
    - ウ 財産目録
  - (3) 次に掲げる事項を定めた認証に関する業務規程
    - ア 認証等の業務を行う時間及び休日に関する事項
    - イ 認証等の業務を行う区域に関する事項
    - ウ 認証等の業務の実施に要する費用（手数料）に関する事項
    - エ 認証等の業務を行う組織に関する事項
    - オ 認証等の業務に従事する者の配置、職務、倫理及び身分証に関する事項
    - カ 認証等の業務の実施方法に関する事項
    - キ 認証等の業務の公正な実施を確保するために必要な事項
    - ク 認証書の交付に関する事項
    - ケ アからクまでのほか認証等の業務に関し委員会が必要と認める事項
  - (4) 審査員の氏名及び略歴

- (5) 役員の氏名及び役職名
  - (6) 現に行っている食品衛生及びその自主管理に関する業務の概要並びにその実績
- 2 前項（4）の審査員は、次のいずれかに該当する者のうちから、認証機関が選任するものとする。
- (1) 食品衛生法第 30 条の食品衛生監視員の資格要件を満たす者であって、食品衛生の実務に 5 年以上従事した経験を有する者
  - (2) 食品衛生法第 48 条の食品衛生管理者の資格を有する者であって、食品衛生の実務に 5 年以上従事した経験を有する者
  - (3) (1) 及び (2) のほか委員会が別に定める要件を満たす者

## 第 6 登録の審査

- 1 委員会は、第 5 の規定により申請された書類の審査の結果、別表 1 に定めるすべての要件に適合し、認証等の業務を行う十分な能力があり適正な運営ができると認めた法人を認証機関として登録し、当該法人に認証機関登録書（別記様式第 2 号）を交付する。
- 2 委員会は、前項の審査の結果、登録を行わないときは、その旨を当該法人に通知する。

## 第 7 報告

- 1 認証機関は、第 19 の認証及び第 24 の認証の更新の承認をしたときは、以下について遅滞なく委員会に報告しなければならない。
- (1) 認証事業者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 認証施設の所在地
  - (3) 認証施設の名称、屋号又は商号
  - (4) 認証の年月日
  - (5) 更新の承認の場合には、その施設の初回の認証年月日
- 2 認証機関は、第 25 の規定による変更の届出を受理したときは、当該変更の内容を遅滞なく委員会に報告しなければならない。
- 3 認証機関は、第 27 の規定による認証の取消しを行ったとき又は第 28 の規定による認証の辞退の届出を受理したときは、その旨を遅滞なく委員会に報告しなければならない。
- 4 認証機関は、認証書及び認証マークの不正使用を確認したときは、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

## 第 8 認証の制限

認証機関は、自らが営業している食肉処理施設に対し、認証を行うことはできない。

## 第9 変更の届出

- 1 認証機関は、第5の1の認証機関登録申請書の記載内容に変更があったときは、認証機関名称等の変更届（別記様式第3号）に、当該変更の内容を確認できる関係書類を添えて、遅滞なく委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の変更の内容が認証機関の名称に係るものであるときは、当該認証機関は、前項に定める書類に併せて、第6の1又は第10の2により交付された認証機関登録書（以下「登録書」という。）を添付するものとする。
- 3 委員会は、名称の変更の届出を受けたときは、当該届出を行った認証機関に、変更後の名称を記載した登録書を交付するものとする。

## 第10 登録書の再交付

- 1 認証機関は、交付された登録書を紛失又はき損した場合は、登録書再交付申請書（別記様式第4号）により（き損した場合には、当該登録書を添付すること）、遅滞なく委員会に再交付の申請をしなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定により再交付の申請をした認証機関に対し、登録書を再交付するものとする。
- 3 登録書の紛失により前項の規定による再交付を受けた認証機関は、紛失した登録書を発見したときは、速やかに発見した登録書を委員会に返納しなければならない。

## 第11 認証機関の登録の取消し

- 1 委員会は、認証機関が次のいずれかに該当したときは、当該認証機関の登録を取り消すものとする。
  - (1) 第12の規定による認証等の業務の廃止の届出があったとき。
  - (2) 食肉処理事業者に対する認証に係る審査の公平性及び公正性が著しく損なわれたと認めたとき。
  - (3) 第30の規定による報告の徴収、監査等を正当な理由なく拒んだとき又は虚偽の報告を行ったとき。
  - (4) 不正な手段で登録を受けたとき。
  - (5) 登録後に登録審査基準を満たさないことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (6) (1)から(5)までのほか認証機関の業務が適切に行われなかったことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (7) その他委員会が登録を取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 委員会は、前項に基づいて認証機関の登録の取消しを行うときは、登録取消書（別記様式第6号）を交付する。
- 3 認証機関は、1の規定により登録を取り消されたときは、速やかに登録書を委員会に返納しなければならない。

## 第 12 認証機関に係る業務の廃止の届出

認証機関は、認証等の業務を廃止しようとするときは、認証等の業務の廃止届（別記様式第 5 号）に登録書を添えて、委員会に届け出なければならない。

## 第 13 機密保持

審査員及び認証機関は、認証等の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第 14 帳簿の備付け等

- 1 認証機関は、登録書を認証等の業務を行う主たる部署（事業所）に掲示するとともに、認証等の業務に関する以下の事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
  - (1) 認証の申請をした食肉処理事業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 認証に係る施設の所在地及び施設の名称、屋号又は商号
  - (3) 認証の申請を受けた年月日
  - (4) 審査を行った年月日
  - (5) 認証の適否を決定した年月日
  - (6) 審査員の氏名
- 2 認証機関は、前項に規定する帳簿を、認証の有効期間が満了した日から 3 年間、保存しなければならない。

## 第 15 書類の保存

- 1 認証機関は、第 14 に定めるもののほか、認証申請書及びその添付書類並びに審査及び判定に関する書類を保存しなければならない。
- 2 認証機関は、前項に規定する書類を、認証の有効期間が満了した日から 3 年間、保存しなければならない。

## 第 3 章 認証

### 第 16 認証

- 1 食肉処理事業者であって、自ら及びその食肉処理施設の認証を受けようとする者は、認証機関に認証の申請を行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 27 の規定により、その認証の取消しを受け、その取消しの日から 3 年を経過しない者は、認証の申請を行うことができない。

### 第 17 認証の表示等

- 1 第 16 の認証を受けた認証事業者は、認証施設で認証を受けた工程によって生産されたジビエ製品に、別表 2 に定める認証マークを表示することができる。
- 2 認証事業者等は、認証施設で認証を受けた工程によって生産されたジビエを

使用した加工食品等に、認証マークを表示することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、認証マークの使用に関し必要な事項については、別表2で定めるものとする。

## 第18 認証の申請

第16の認証を受けようとする食肉処理事業者は、認証申請書（別記様式第7号）に、別表3及び別表6に定める関係書類を添えて、認証機関に提出しなければならない。

## 第19 認証の審査・判定

- 1 認証機関は、第16の認証の申請があった場合において、審査員による審査の結果、次に掲げるすべての要件を満たすと認められる場合には、認証を行わなければならない。
  - (1) 国内に食肉処理施設を設置する食肉処理事業者であること。
  - (2) 別表3のシカ／イノシシ肉処理施設認証制度認証基準（チェックシート）に定める事項を遵守していること。
  - (3) 別表4の国産ジビエ認証制度カットチャートを遵守していること。
  - (4) 別表5に定める包装されたジビエに表示するラベルの記載事項を遵守していること。
  - (5) 出荷する製品について、別表6に定める関係書類でトレーサビリティの確認が可能であること。
- 2 前項の認証の審査は、次の方法により行うものとする。
  - (1) 書類審査  
認証申請書（別記様式第7号）及び別表6に定める関係書類について、書類審査を実施する。
  - (2) 現地審査  
別表3から別表6までに規定する衛生管理に関する事項等が遵守されているかについて現地審査を実施する。
- 3 前項の審査を行う場合において、第16の認証を受けようとする食肉処理事業者が既にその食肉処理施設について衛生管理の認証を保有しており、その認証について国産ジビエ認証委員会が前項の審査との同等性を認めるときは、当該衛生管理の認証をもって前項の審査を一部簡略化することができる。
- 4 前項の国産ジビエ認証委員会が審査の同等性を認める認証は、以下のとおりとする。
  - (1) エゾシカ肉処理施設認証
- 5 審査員は、2の審査を行う場合に、認証の申請をした食肉処理事業者に対し、施設の衛生管理等に関して不適合事項を指摘し改善を求めることができる。
- 6 審査員は、2(2)の現地審査を行う場合に、申請した食肉処理事業者に関

係書類の閲覧を求めるとともに、認証する施設等に立ち入ることができる。その際、審査を受ける食肉処理事業者に対し、認証機関が発行する身分証を提示しなければならない。

## 第 20 再審査

- 1 認証機関は、認証の申請をした食肉処理事業者が第 19 の 2 の審査により、第 19 の 5 の改善を求めた場合は、当該食肉処理事業者に係る再審査を行うことができる。
- 2 認証機関は、前項の再審査を行う必要がある場合は、遅滞なくその旨を当該認証を受けようとする食肉処理事業者に伝えなければならない。

## 第 21 認証書の交付等

- 1 認証機関は、第 19 の認証を行った場合には、申請者に対し認証書（別記様式第 9 号）を交付するとともに、そのことを公表する。
- 2 認証機関は、第 19 の認証を行わない場合には、その理由を付して、申請者に対し認証不適合通知書（別記様式第 10 号）により通知する。

## 第 22 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から起算して 3 年間とする。

## 第 23 定期監査

- 1 認証機関は、認証施設において、第 19 の 1 に基づく衛生管理等の履行状況の確認を原則として 1 年に 1 回以上行わなければならない。
- 2 認証機関は、認証事業者から別表 3 及び別表 6 に定める関係書類の提出を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証施設等に立ち入ることができる。

## 第 24 認証の更新

- 1 第 22 の認証の有効期間の満了後引き続き認証を受けようとする認証事業者は、認証の有効期間が満了する 3 ヶ月前までに、認証申請書（別記様式第 7 号）に別表 3 及び別表 6 に定める関係書類を添えて認証機関に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による更新の申請に係る審査については、第 19 から第 21 までの規定を準用する。
- 3 1 の更新に係る認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間の満了の日の翌日から起算して 3 年間とする。
- 4 1 の更新に係る申請があった場合において、第 22 に定める有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、認証の更新がなされたときは、その認証の有効期間は、

従前の認証の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

## 第 25 変更の届出

- 1 認証事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、申請事項の変更届（別記様式第 8 号）に変更前後の内容がわかる書類を添えて、速やかに認証を行った認証機関に届け出なければならない。
  - (1) 認証事業者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）
  - (2) 認証事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）
  - (3) 認証施設の所在地
  - (4) 認証施設の名称、屋号又は商号
- 2 認証機関は、届出を受理したときは、届出者に対し、認証書を交付するものとする。
- 3 1 の規定による認証の有効期間は、届出前の認証に係る有効期間とする。

## 第 26 認証書の再交付

- 1 認証事業者は、交付された認証書を紛失又はき損した場合は、認証書再交付申請書（別記様式第 11 号）により（き損した場合には、当該認証書を添付すること）、遅延なく認証を行った認証機関に再交付の申請をしなければならない。
- 2 認証機関は、前項の規定により申請を行った認証事業者に対し、認証書を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認証書の再交付を受けた認証事業者は、紛失した認証書を発見したときは、速やかに発見した認証書を再交付を行った認証機関に返納しなければならない。

## 第 27 認証の取消し

- 1 認証機関は、認証事業者が次のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。
  - (1) 第 28 の規定による認証の辞退があったとき。
  - (2) 申請、届出及び報告の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 認証後に認証基準を満たさないことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (4) 認証に関する虚偽又は誇大な表示及び広告を行い、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (5) 認証後に食品表示法、食品衛生法等の法令により、罰金以上の刑に処せられ又は不利益処分を受けたとき。
  - (6) その他委員会が認証を取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 認証機関は、前項の規定による認証の取消しを行ったときは、当該食肉処理事業者に対し、認証取消書（別記様式第 12 号）により通知するとともに、そのことを公表するものとする。

3 1の規定による取消しにより認証事業者に損失が生じたときは、当該認証事業者がその損失を負う。

4 認証事業者は、2の規定による認証の取消しの通知を受けたときは、速やかに認証書を認証を行った認証機関に返納しなければならない。

## 第28 認証の辞退

認証事業者は、次のいずれかに該当する場合は、認証辞退届（別記様式第13号）に認証書を添えて、速やかに認証を行った認証機関に届け出なければならない。

(1) 自ら認証を辞退しようとするとき。

(2) 認証の有効期間が満了した後、認証の更新を行わないとき。

(3) 認証施設において、食品衛生法第55条第1項の規定による食肉処理業の許可を廃止したとき。

## 第29 手数料

認証に係る手数料は、認証機関が別に定めるものとする。

## 第4章 雑則

### 第30 報告の徴収、監査等

1 委員会は、認証等の業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、認証機関に対し、認証等の業務に係る必要な報告を原則として1年に1回以上求めなければならない。

2 委員会は、認証機関への立ち入りを1年に1回以上行い、認証等の業務の状況若しくは帳簿、書類を監査することができる。

3 委員会は、必要に応じて、認証機関に対し、認証等の業務に関し必要な改善を求めることができる。

### 第31 委任

この制度に定めるもののほか、認証の実施に必要な事項は、委員会が別に定めることができることとする。

### 附 則

この制度は、平成30年5月18日から施行する。

### 附 則

この制度は、令和2年4月17日から施行する。

### 附 則

この制度は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この制度は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この制度は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この制度は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この制度は、令和5年8月17日から施行する。

附 則

この制度は、令和6年3月26日から施行する。

別記様式第 1 号：認証機関登録申請書  
別記様式第 2 号：認証機関登録書  
別記様式第 3 号：認証機関名称等の変更届  
別記様式第 4 号：登録書再交付申請書  
別記様式第 5 号：認証等の業務の廃止届  
別記様式第 6 号：登録取消書  
別記様式第 7 号：認証申請書  
別記様式第 8 号：申請事項の変更届  
別記様式第 9 号：認証書  
別記様式第 10 号：認証不適合通知書  
別記様式第 11 号：認証書再交付申請書  
別記様式第 12 号：認証取消書  
別記様式第 13 号：認証辞退届

別表 1：登録審査基準  
別表 2：認証マーク使用マニュアル  
別表 3：シカ／イノシシ肉処理施設認証制度認証基準（チェックシート）  
別表 4：国産ジビエ認証制度カットチャート  
別表 5：包装されたジビエに表示するラベルの記載事項  
別表 6：認証の申請に係る関係書類（電磁的記録を含む。）